

第3回 清瀬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

策定委員会

■ 議事要旨 ■

件 名：第3回 清瀬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
策定委員会

事 務 局：健康福祉部 障害福祉課障害福祉係

開催場所：中清戸地域市民センター 第2会議室

日 時：令和2年11月27日（金） 午前10時～12時

出席者：委員9名

（◎富永 健太郎、○仁田坂 和夫、岩澤 寿美子、奥山 裕司、
菊間 英子、外山 裕介、長汐 道枝、橋本 修一、渡邊 誉浩）

※ ◎…委員長 ○…副委員長

欠席者：なし

会議次第

1.開会

2.議題

（1）基本的理念・重点項目・成果目標（継続検討）

（2）障害福祉サービス等の見込量（介護給付・訓練等給付）

（3）市民ヒアリングの進捗報告

3.その他

審議経過

1. 開会

事務局より委員の方々にあいさつ

2. 議題

(1) 基本的理念・重点項目・成果目標について

事務局より説明

【協議内容】

委員長 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、前回の委員会の後の検討について報告をお願いしたい。

事務局 第5期では、成果目標であった「協議の場の設置」は達成できた。第6期、第7期とつなげていくための起点として、いままでの実施内容を明記することとした。第6期の取り組みについては、実効性を高めるため開催回数や参加者数を示すこととした。

委員長 第2回委員会の後、都から委託を受けている精神障害の退院コーディネーターから意見をもらった。今後の計画を見据えて精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を考えたときに、今、市がどのような取り組みを行っているかを明記しておく必要がある。ここから第6期、第7期へと展開していくこととなる。

委員長 資料1（基本理念）、資料2（重点項目）の内容はこれで良いか意見をいただきたい。

委員 資料2の重点項目1で「生涯にわたって地域で安心して住み続けるため」とあるがその施策、体制づくりについて具体的にどういうものを想定されているか。

また、重点項目2の「虐待防止のための体制強化を目指します。」とあるが具体的に内容が想定されているのかお聞きしたい。

事務局 重点項目1については、地域生活支援拠点等の整備を視野に入れて検討を進めていきたい。具体的には、「ひだまりの里きよせ」に清瀬市民に対する優先利用枠の確保を委託している。来年度より、機能を拡充して緊急対応の体制を整えていきたい。地域生活支援拠点等の機能は短期入所だけではないが、重要な機能の一つとして第6期では注力していきたい。

重点項目2については、障害者福祉施設等と協働し、体制強化を目指すこととしている。具体的には、ここ最近事業所内での虐待通報が発生していることから、事業所内の虐待防止研修などに協力していきたい。

委員 「体制強化」という表現は抽象的であり、現場が必要としている支援に取り組んでいくことをもっと具体化できないか。虐待防止のために欠かせない人材育成についてももう少し踏み込んでいただきたい。

事務局 昨年度に開催した障害者福祉センターにおける虐待防止研修では、座学だけでなくディスカッションを取り入れて、職員一人一人が支援について考える場を創出した。これも人材育成の在り方の一つだと思っている。現時点で明記できる内容はここまでであるが、今後も法人と協働していきたい。

委員長 障害者虐待防止は家庭内、施設内、職場内と3パターンあり、それらを全て含めなくてはならない。今回の議論では施設内の虐待が中心となっているが、家庭での虐待防止も大きな課題として認識する必要がある。

委員 清瀬市は基幹相談支援センターを設置していないが、その機能を市障害福祉課が担っていると考えるのであれば、相談がどのようなラインで処理されていくか明確にしておくことが大切だと考える。

委員 虐待防止研修を年2回行うこととなっており、私の所属する施設でも行っている。その中で学んだこととして、家庭での養護者による虐待が多いことが分かった。そういう観点から市民への啓発は重要だと感じている。虐待通報されたご家庭に対して、虐待対応後の指導などは行っているのか。

事務局 障害者虐待防止法の目的は虐待者を罰することではなく、養護者支援を行うことで虐待発生前の安全安心な生活環境に戻すことだと考えている。実際に取り組んだ例としては、養護者の介護負担を軽減するために短期入所の受給者証を発行し、レスパイト目的で利用を勧めた。よくある手法であるが、福祉サービスにつながることで心理的にも負担軽減となるため、今後も取り組んでいきたい。

委員 啓発も大切だが、より直接的な支援を必要とする方もいるので、具体的な取り組みを入れた方がいいと思う。

また、重点項目1の地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を行うことは好ましいことであるが、より大切なことは、どうやって地域との関わりをコーディネートしていくかだと感じている。

委員長 重点項目2について、虐待を未然に防ぐためには啓発だけでは十分ではない。相談支援の強化も並行して取り組むべきではないか。

副委員長 虐待に発展しかねないケースについては、相談の処理フローを明確化しておけば、行政と事業所が連携しやすくなり、自然と相談支援の強化につながるだろう。

委員 相談支援の充実も明記することが望ましい。

委員 障害者や養護者、施設職員を中心に議論しているが、一般市民に対する啓発も必要である。

委員 当事者への啓発と、当事者でない市民への啓発を分けてはどうか。

委員長 本日の議論を踏まえて、表現の整理を行うこととする。

委員 重点項目3について、制度の狭間にいる方たちは乳幼児も含まれるのであれば、それが明記されるとよい。

事務局 障害児福祉計画も含んでいるため、乳幼児も含まれる。現行の障害者計画でも、乳幼児期から高齢期までそれぞれのライフステージに応じた支援を重視している。

委員長 障害者計画において重視している事柄を明記することは重要である。早期発見・早期支援、ライフステージに応じた切れ目のない支援といった表現が入ると、障害者計画との連続性が可視化できる。表現の整理を行うこととする。

(2) 障害福祉サービス等の見込量（介護給付・訓練等給付）

事務局より説明

【協議内容】

委員 2ページの自立訓練について、昨年度、我々の事業所では自立訓練の問い合わせが7件あり、そのうち6件が介護保険の2号被保険者であった。介護保険と障害福祉サービス両方が対象となる方については、介護保険を優先しているため、障害福祉サービスの提供が適切と思われるケースでも、基本的に支給決定の対象とならない現状がある。現場では利用者のニーズの変化を感じているので、ニーズに合わせたサービス提供がなされるべきと考えている。

委員 一人一人の障害特性や利用希望は違うものなので、ケースバイケースで対応できるような制度設計が望ましい。

委員 現在の制度に当てはめると、介護保険に該当する方には障害福祉サービスの受給者証が発行されない。身体障害に起因するリハビリは障害福祉サービスで支援することがふさわしいと感じている。

事務局 制度設計上、柔軟な対応ができないケースもある。介護保険に該当する方の障害福祉サービスの利用については、市障害福祉課で要件等を整理している。

委員 訪問系サービス、日中活動系サービスの中で、サービスを一旦廃止した方が同じ年度内で再度の利用に至った場合、どのようにカウントされるのか。

事務局 実利用者数を計上しているため、利用の中断があっても1人とカウントしている。

委員 2ページの方策にヘルパー不足の場合とはあるが、後手に回っているように感じる。市でヘルパー養成研修を行っているのであれば、それを記述した方が良いのではないか。

事務局 同行援護は特にヘルパー不足を指摘されたサービスであるのでヘルパー養成研修を開催した。他のサービスでもヘルパー不足が指摘されたら、人材確保に向けた取り組みを検討する。

副委員長 9ページの計画相談支援の実績で88%とあるが、現行の第5期計画の67ページではケアプラン、セルフプランを含めると98.8%の達成率となっている。下がっているのはなぜか。

事務局 第5期計画の98.8%は、計画相談やケアプラン、セルフプランを合計したもので、それらプランがないまま支給決定した方が1.2%いた。現在、計画相談支援とケアプランを足すと88%であり、残りの12%はセルフプランを立てているため、プラン作成率は100%を達成した。誤解を招かないよう表現を再度検討する。

委員長 9ページの「地域自立支援協議会の専門部会等を活用して」については、市と自立支援協議会の独立性を鑑みると、表現を再考する余地がある。

事務局 表現は事務局で再度検討する。

(3) 市民ヒアリングの進捗報告

事務局より説明

【協議内容】

- ・意見なし

9. その他

次回の第4回が委員会は令和2年12月25日（金）、午前10時～12時
中清戸地域市民センター会議室で開催

以上